

(陳受22第17号)	
人権侵害救済法の成立に反対する意見書の提出に関する陳情	
受理年月日	平成22年 5 月28日
陳 情 者	小金井市緑町 2 - 5 - 29 (60) 日本の子供の未来を・守る会 東京支部 淡路 若代
陳 情 の 要 旨	
<p>包括的な人権擁護を目的としたいわゆる人権擁護法の成立に反対します。なぜなら、正当な市民の言動まで「差別的言動」として介入され規制されるかもしれないということにより、憲法第21条で保障された国民の表現の自由が侵されるおそれがあるからです。</p> <p>人権侵害救済法で、差別や人権侵害があった、あるいはそのおそれがあるという認識に基づいて、令状なしでの居宅への立ち入り調査、動産等の押収、留め置きができる人権委員会というものが設置されることとなっています。</p> <p>まず、差別、人権侵害の定義があいまいであり、恣意的な運用をされる危険性があります。人権委員会が、被害者とされる人の申告による案件を、差別だ人権侵害だと断定すれば差別・人権侵害となり罰則を課すことができる、というものなので、差別をしたとされる人の保護規定がなければ、市民の言動にまで介入するこの法律により、逆に重大な人権侵害が起こされる危険性があります。</p> <p>つまり、この法律の運用により、市民の正当な表現行為であっても差別や人権侵害だと恣意的に認定されるおそれがあり、そうなる規制され罰則を受けるということなので、国民の言論、表現の自由を抑圧することになりかねません。すなわち、人権侵害救済法は、表現の自由を保障した憲法第21条に抵触し違反するものであることは明白です。</p> <p>そもそも、国民がみずからの良心に従って何か表現する際に、まずそれが法に触れるのではと考えなければいけないような社会は、萎縮した社会であり、自由闊達な言論、表現を基盤とした近代国家のあり方に逆行するような社会です。この法律の運用により、そのような前近代的な社会の風潮を生み出し助長することになりかねません。</p> <p>また、人権委員会に差別、人権侵害の申し出があり、その申し出に当たるとみなされると、人権委員会の強権が発動されることとなります。被害者とされる人からの申告だけで、だれの家でも令状なしで捜索し拘束される権限があるというものなので、これ自体が大きな人権侵害を起こす危険性があります。そして、そのようなことを行う重大な権限を持った人権委員会を抑制する機関がないことも甚だ問題です。まるで共産主義国にあってしかるべき制度を、自由な国日本に導入しようとするものです。</p> <p>不当な差別や人権侵害などは、健全な社会、健全な人間関係のもとにおいては存在しないものです。それゆえ、私たちはまず健全な社会、健全な人間関係を築くよう努力すべきです。どちらかといえば、教育政策や国民の社会活動などにより解決策を求めるべきであり、このようなことは罰則を課したり取り締まったりすることにそぐわず、無理に行えば社会にひずみを生じさせる働きをするだけです。</p> <p>よって、武蔵野市議会におかれましては、国及び関係諸機関に対して、人権侵害救済法の成立に反対する意見書の提出をお願いいたします。</p>	